

## 労災保険の業種について

事業の種類  
(徴収法施行規則第16条  
及び別表第1)

事業の種類（54種類）。料率区分。  
2桁の番号で定義されている。

労災保険率適用事業細目  
(昭和47年労働省告示第16号)

事業の種類を細分化したもの（161種類）。  
保険関係成立時に個々の事業に適用される。  
4桁の番号で定義されている。

告示に規定している細目は、名称及び備考で構成  
されており、細目のより詳細な内容は、労災保険  
率適用基準（労働基準局長通達）に記載。

## 労災保険率適用事業細目表

(平成28年4月1日 改正)

事業の種類 の分類	事業の 種類の 番号	事業の種類	事業の種類 の細目	備 考
林 業	02 又は 03	林 業	A 木材伐出業 0201 伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業  B その他の林業 0301 植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業 0302 竹の伐出業 0304 薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付随する搬出の事業 0303 その他の各種林業	
漁 業	11	海面漁業((12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1101 海面において行う水産動物(貝類を除く。)の採捕の事業	
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1201 海面において定置網を用いて行う漁業 1202 海面において行う魚類の養殖の事業	
鉱 業	21	金属鉱業、非金属鉱業((23)石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	2101 金属鉱業 金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛 <sup>ろう</sup> 鉱、蒼鉛 <sup>そう</sup> 鉱、すず鉱、アンチモニー <sup>ん</sup> 鉱、水銀 <sup>びん</sup> 鉱、亜鉛 <sup>あ</sup> 鉱、鉄 <sup>てつ</sup> 鉱、硫化鉄 <sup>くわ</sup> 鉱、クローム <sup>くろ</sup> 鉄 <sup>てつ</sup> 鉱、マンガン <sup>まん</sup> 鉱、タングステン <sup>たん</sup> 鉱、モリブデン <sup>も</sup> 鉱、砒 <sup>ひ</sup> 鉱、ニツケル <sup>に</sup> 鉱、コバルト <sup>こ</sup> 鉱、ウラン <sup>う</sup> 鉱又はトリウム <sup>と</sup> 鉱の鉱業 2102 非金属 <sup>ひ</sup> 鉱業 りん <sup>り</sup> 鉱、黒鉛 <sup>くろ</sup> 、アスファルト、硫黄 <sup>りゅう</sup> 、石膏 <sup>こ</sup> 、重晶石 <sup>じゅう</sup> 、明ばん石 <sup>めい</sup> 、ほたる石 <sup>ほ</sup> 、石綿 <sup>い</sup> 、けい石 <sup>けい</sup> 、長石 <sup>ちやう</sup> 、ろう石 <sup>ろう</sup> 、滑石又は耐火粘土の鉱業 2103 無煙炭 <sup>む</sup> 鉱業	(2601)砂 <sup>さ</sup> 鉱業、(2602)石炭選別業及び(2603)亜炭 <sup>あ</sup> 鉱業(亜炭選別業を含む。)を除く。

			2104 れき青炭鉱業 2105 その他の石炭鉱業	
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	2301 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	
	24	原油又は天然ガス鉱業	2401 原油鉱業 2402 天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業	
	25	採石業	2501 花こう岩、せん緑岩、斑糲岩、かんらん岩、斑岩、玢岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、礫岩、砂岩、頁岩、粘板岩、ぎよう灰岩、片麻岩、蛇紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母又はひる石の採取業 2502 その他の岩石又は粘土(耐火粘土を除く。)等の採取業	(2604)砂利、砂等の採取業を除き、一貫して行う岩石又は粘土(耐火粘土を除く。)の破砕等の(4901)その他の窯業又は土石製品製造業を含む。
	26	その他の鉱業	2601 砂鉱業 2602 石炭選別業 2603 亜炭鉱業(亜炭選別業を含む。) 2604 砂利、砂等の採取業	
建設事業	31	水力発電施設、隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 水力発電施設の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業(発電所又は変電所の家屋の建築事業、水力発電施設新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械若しくは鉄管の組立て又はすえ付	

		<p>けの事業、送電線路の建設事業及び水力発電施設新設事業現場外における索道の建設事業を除く。)</p> <p>3102 高えん堤新設事業 基礎地盤から堤頂までの高さ20メートル以上のえん堤（フィルダムを除く。）の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業（高えん堤新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業及び高えん堤新設事業現場外における索道の建設事業を除く。)</p> <p>3103 隧道新設事業 隧道の新設に関する建設事業、隧道の内面巻替の事業及びこれらに附帯して当該事業現場内において行われる事業（隧道新設事業の態様をもつて行われる道路、鉄道、軌道、水路、煙道、建築物等の建設事業（推進工法による管の埋設の事業を除く。）を含み、内面巻立て後の隧道内において路面ほ装、砂利散布又は軌条の敷設を行う事業及び内面巻立て後の隧道内における建築物の建設事業を除く。)</p>	
32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業	(3103) 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。
33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業	
34	鉄道又は軌道新設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。) 3401 開さく式地下鉄道の建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の建設事業	(3103) 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。

建 築 事 業  
 ((38) 既設建  
 築物設備工事  
 業を除く。)

次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設  
 工事中機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除  
 く。)

- 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート  
 造りの家屋の建設事業((3103) 隧道<sup>ずい</sup>新設事業の態  
 様をもつて行われるものを除く。)
- 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家  
 屋の建設事業
- 3503 橋りよう建設事業  
 イ 一般橋りようの建設事業  
 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンク  
 リート造りの高架橋の建設事業  
 ハ 跨線<sup>こ</sup>道路橋の建設事業  
 ニ さん橋の建設事業
- 3504 建築物の新設に伴う設備工事業 ((3507) 建築物の  
 新設に伴う電気<sup>でんき</sup>の設備工事業及び (3715) さく井  
 事業を除く。)  
 イ 電話の設備工事業  
 ロ 給水、給湯等の設備工事業  
 ハ 衛生、消火等の設備工事業  
 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備  
 工事業  
 ホ 工作物の塗装工事業  
 ヘ その他の設備工事業
- 3507 建築物の新設に伴う電気<sup>でんき</sup>の設備工事業
- 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事  
 業
- 3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工  
 作物に使用されている資材の大部分を再度使用す  
 ることを前提に解体するものに限る。）、移動、取  
 りはずし又は撤去の事業
- 3506 その他の建築事業  
 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若し  
 くは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業  
 ロ たい雪<sup>おお</sup>覆い、雪止め柵<sup>さく</sup>、落石<sup>おお</sup>覆い、落石防止柵<sup>さく</sup>  
 等の建設事業  
 ハ 鉄塔又は跨線<sup>こ</sup>橋（跨線<sup>こ</sup>道路橋を除く。）の建設事  
 業  
 ニ 煙突、煙道、風洞<sup>どう</sup>等の建設事業((3103) 隧道<sup>ずい</sup>新設  
 事業の態様をもつて行われるものを除く。)

		ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業	
38	既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、(3802)既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業	
36	機械装置の組立て又はすえ付けの事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 索道建設事業	
37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業((3102)高えん堤新設事業を除く。) 3702 隧道 <small>ずい</small> の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業((3103)内面巻替えの事業を除く。) 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈澱池 <small>でん</small> 、プール等の建設事業	(33)ほ装工事業及び(3505)工作物の解体(一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている

			3708 水門、樋門 <sup>ひ</sup> 等の建設事業 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚 <sup>しゅんせつ</sup> 、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の解体事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業	資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。)、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。
製 造 業	41	食料品製造業	4101 食料品製造業 4112 たばこ等製造業	
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4201 繊維工業又は繊維製品製造業	
	44	木材又は木製品製造業	4401 木材又は木製品製造業	(6108) 竹、籐 <sup>とう</sup> 又はきりゅう製品製造業を除く。
	45	パルプ又は紙製造業	4501 パルプ又は紙製造業	
	46	印刷又は製本業	4601 印刷又は製本業	
	47	化学工業	4701 化学工業	(42)繊維工業又は

			繊維製品製造業及び(6110)くずゴム製品製造業を除く。
48	ガラス又はセメント製造業	4801 ガラス又はセメント製造業	
66	コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業	
62	陶磁器製品製造業	6201 陶磁器製品製造業	
49	その他の窯業又は土石製品製造業	4901 その他の窯業又は土石製品製造業	
50	金属精錬業((51)非鉄金属精錬業を除く。)	5001 金属精錬業	一貫して行う(52)金属材料品製造業を含む。
51	非鉄金属精錬業	5101 非鉄金属精錬業	一貫して行う(52)金属材料品製造業を含む。
52	金属材料品製造業((53)鋳物業を除く。)	5201 金属材料品製造業	一貫して(50)金属精錬業又は(51)非鉄金属精錬業を行うものを



			除く。
53	鋳物業	5301 鋳物業	
54	金属製品製造業又は金属加工業((63)洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及び(55)めつき業を除く。)	5401 金属製品製造業又は金属加工業	
63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業((55)めつき業を除く。)	6301 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	
55	めつき業	5501 めつき業	
56	機械器具製造業((57)電気機械器具製造業、(58)輸送用機械器具製造業、(59)船舶製造又は修理業及び(60)計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5601 機械器具製造業	
57	電気機械器具製造業	5701 電気機械器具製造業	
58	輸送用機械器具製造業	5801 輸送用機械器具製造業	

		((59)船舶製造又は修理業を除く。)		
	59	船舶製造又は修理業	5901 船舶製造又は修理業	
	60	計量器、光学機械、時計等製造業((57)電気機械器具製造業を除く。)	6001 計量器、光学機械、時計等製造業	
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	6401 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	
	61	その他の製造業	6102 ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業 6104 可塑物製品製造業(購入材料によるものに限る。) 6105 漆器製造業 6107 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業 6108 竹、籐又はきりゆう製品製造業 6109 わら類製品製造業 6110 くずゴム製品製造業 6115 塗装業 6116 その他の各種製造業	
運輸業	71	交通運輸事業	7101 鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業((7202)貨物の積みおろし又は集配を伴う貨物の運送事業を除く。) 7102 自動車又は軽車両による旅客の運送事業 7104 航空機による旅客又は貨物の運送事業 7105 船舶による旅客の運送事業 7103 自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行なう事業 7106 その他の交通運輸事業	
	72	貨物取扱事業	7201 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱い	

		((73) 港湾貨物取扱事業及び(74) 港湾荷役業を除く。)	<p>の事業</p> <p>7202 貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は索道による貨物の運送事業</p> <p>7203 自動車又は軽車両による貨物の運送事業</p> <p>7206 船舶による貨物の運送事業</p> <p>7204 貨物の荷造り又はこん包の事業</p> <p>7205 自動車により砂利その他の土石を運搬して販売する事業</p>	
	73	港湾貨物取扱事業((74) 港湾荷役業を除く。)	<p>7301 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業</p> <p>7302 はしけ又は引船による貨物の運送事業</p>	一貫して(74) 港湾荷役業を行うものを除く。
	74	港湾荷役業	<p>7401 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業</p> <p>7402 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業(一貫して行う(7401) 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業を含む。)</p>	一貫して行う(73) 港湾貨物取扱事業を含む。
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	<p>A 電気業</p> <p>8101 発電、送電、変電又は配電の事業</p> <p>B ガス業</p> <p>8102 天然ガスの採取供給又はガスの製造供給の事業</p> <p>8103 天然ガス又はガスの供給の事業</p> <p>C 水道業</p> <p>8104 上水道業</p> <p>8105 下水道業</p> <p>D 熱供給業</p> <p>8106 熱供給業</p>	
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	<p>9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業</p> <p>9502 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業</p> <p>9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業((11) 海面漁業及び(12) 定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)</p>	
	91	清掃、火葬又	9101 清掃業	

	はと畜の事業	9102 火葬業 9103 と畜業	
93	ビルメンテナンス業	9301 ビルの総合的な管理等の事業	
96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	9601 倉庫業 9602 警備業 9603 消毒又は害虫駆除の事業 9606 ゴルフ場の事業	
97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	9701 通信業 9702 放送業 9703 新聞業又は出版業	
98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	9801 卸売業・小売業 9802 飲食店 9803 宿泊業	
99	金融業、保険業又は不動産業	9901 金融業 9902 保険業 9903 不動産業	
94	その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業 9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業 9418 映画の製作、演劇等の事業 9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業 9420 洗たく、洗張又は染物の事業 9421 理容、美容又は浴場の事業 9422 物品賃貸業 9423 写真、物品預り等の事業 9425 教育業 9426 研究又は調査の事業 9431 医療業 9432 社会福祉又は介護事業 9433 幼稚園 9434 保育所 9435 認定こども園 9436 情報サービス業	

		9416 前各項に該当しない事業	
--	--	------------------	--

本表…昭和47年3月労働省告示第16号、一部改正〔昭和48年3月労働告15号・50年3月31号・55年2月9号・57年2月8号・58年2月15号・60年3月10号・61年3月10号・平成4年3月11号・8年3月18号・10年3月16号・15年3月113号・18年3月196号・26年2月40号・27年3月143号・28年2月43号〕

	90	船舶所有者の事業	9001 水産動植物の採捕又は養殖の事業 9002 外航旅客運送事業 9003 外航貨物運送事業 9004 内航旅客運送事業 9005 内航貨物運送事業 9006 その他の船舶所有者の事業	
--	----	----------	---	--

本表…平成21年7月厚生労働省告示第379号

労災保険率適用事業細目と日本標準産業分類の対応目安表  
 (94 その他の各種事業に係るもの)

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の詳細	日本標準産業分類(中分類)
その他の事業	94	その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業 9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業 9418 映画の製作、演劇等の事業 9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業 9420 洗たく、洗張又は染物の事業 9421 理容、美容又は浴場の事業 9422 物品賃貸業 9423 写真、物品預り等の事業	73 広告業 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 79 その他の生活関連サービス業 92 その他の事業サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業 80 娯楽業 80 娯楽業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 70 物品賃貸業 74 技術サービス業(他に分類されないもの)

			79	その他の生活 関連サービス 業
			90	機械等修理業 (別掲を除く)
		9425	教育業	81 学校教育 82 その他の教育、 学習支援業
		9426	研究又は調査の事業	71 学術・開発研究 機関
		9431	医療業	74 技術サービス 業(他に分類さ れないもの)
				83 医療業 84 保健衛生
		9432	社会福祉又は介護事業	85 社会保険・社会 福祉・介護事業
		9433	幼稚園	81 学校教育
		9434	保育所	85 社会保険・社会 福祉・介護事業
		9435	認定こども園	81 学校教育 85 社会保険・社会 福祉・介護事業
		9436	情報サービス業	39 情報サービス 業 40 インターネッ ト附随サービ ス業
		9416	前各項に該当しない事 業	(別掲)

注：「日本標準産業分類（中分類）」欄は、各細目に対応する日本標準産業分類の中分類として考えられるものを例示したものである。

(別掲)

「9416 前各項に該当しない事業」に対応する日本標準産業分類として考えられるもの

事業の内容	分類	日本標準産業分類 (中分類)
実業団体、労働団体、学術文化団体	93	政治・経済・文化団体
検数業	48	運輸に附帯するサービス業
代理商、仲立業	55	その他の卸売業
法律・会計・社会保険労務士	72	専門サービス業 (他に分類されないもの)
設計事務所	74	技術サービス業 (他に分類されないもの)
寺院、教会	94	宗教
労働者派遣業	91	職業紹介・労働者派遣業
社会保険事業団体	85	社会保険・社会福祉・介護事業
各種会社の本社	**0	管理, 補助的経済活動を行う事業所
その他	79	その他の生活関連サービス業
	86	郵便局
	87	協同組合 (他に分類されないもの)
	92	その他の事業サービス業

※本資料は、検討会資料として事務局が作成したものである。



# 「労災保険率適用基準」について（平成28年2月29日 基発0229第2号）（抄）

## 第1章 労災保険率適用の基本原則

個々の事業に対する労災保険率の適用については、①事業の単位、②その事業が属する事業の種類、③その事業の種類に係る労災保険率の順に決定する。

### 第1 事業の単位

#### 1 事業の概念

労災保険において事業とは、一定の場所においてある組織のもとに相関連して行われる作業の一体をいい、工場、建設現場、商店等のように利潤を目的とする経済活動のみならず社会奉仕、宗教伝道等のごとく利潤を目的としない活動も含まれる。

#### 2 適用単位としての事業

一定の場所において、一定の組織の下に相関連して行われる作業の一体は、原則として一の事業として取り扱う。ただし、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下「船舶所有者の事業」という。）については、その業態にかかわらず、船舶所有者の事業以外の事業とは別個の事業として取り扱うものとする。

##### （1）継続事業

工場、鉱山、事務所等のごとく、事業の性質上事業の期間が一般的には予定し得ない事業を継続事業という。

継続事業については、同一場所にあるものは分割することなく一の事業とし、場所的に分離されているものは別個の事業として取り扱う。

ただし、同一場所にあっても、その活動の場を明確に区分することができ、経理、人事、経営等業務上の指揮監督を異にする部門があつて、活動組織上独立したものと認められる場合には、独立した事業として取り扱う。

また、場所的に独立しているものであっても、出張所、支所、事務所等で労働者が少なく、組織的に直近の事業に対し独立性があるとは言い難いものについては、直近の事業に包括して全体を一の事業として取り扱う。

##### （2）有期事業

木材の伐採の事業、建物の建築の事業等事業の性質上一定の目的を達するまでの間に限り活動を行う事業を有期事業という。

有期事業については、当該一定の目的を達するために行われる作業の一体を一の事業として取り扱う。

## 第2 事業の種類

一の事業の「事業の種類」の決定は、主たる業態に基づき、船舶所有者の事業以外の事業については「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める件」（昭和47年労働省告示第16号）の「労災保険率適用事業細目表」（以下「事業細目表」という。）により、船舶所有者の事業については「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき船舶所有者の事業の種類を定める件」（平成21年厚生労働省告示第379号）の「船舶所有者の事業の種類を定める件」により決定する。

（中略）

## 第3 労災保険率

労災保険率は、決定された事業の種類に基づき、船舶所有者の事業以外の事業については労災保険率表（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）別表第1をいう。）により、船舶所有者の事業については同施行規則第16条における船舶所有者の事業に係る労災保険率により決定する。